

第12回松本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時 令和2年7月30日(木)
午前11時15分から
場所 議員協議会室

1 開会

2 本部長あいさつ

3 協議事項

(1) 長野県の感染警戒レベル引上げに伴う本市の対応について

(2) 各部局からの報告について

ア 新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための職員の勤務体制について

【総務部】

イ 児童館・幼稚園・保育園の夏季休業中の対応について

【こども部】

ウ 子育て世帯への臨時特別給付金について

【こども部】

エ 松本市立病院の状況について

【病院局】

オ 臨時休業から登校再開に至るフローチャートについて

【教育部】

カ その他

(3) 庁内対策チームの状況報告について

4 その他

5 閉会

(協議事項)

令和2年7月30日以降の本市の対応方針等（案）について

7月29日に県が発表した長野県全域の新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベルの「Level 2」への引き上げ及び全県への「新型コロナウイルス注意報」の発令を受け、本日以降の本市の対応方針（案）を協議するものです。

1 対応方針（案）

- (1) 令和2年7月29日の県からの要請を受け、次の5つの点について市民へ改めて周知します。
 - ア 感染者が多数発生している地域との往来に当たっては十分ご注意ください。
 - イ 信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください。
 - ウ 発熱等の症状があり、心配な時は速やかに保健所等に電話でご相談ください。
 - エ 重症化しやすい方を守ってください。
 - オ 事業所での対策の徹底をお願いします。
- (2) 事務事業の執行に当たっては、「新しい生活様式」を踏まえたうえで、通常どおり実施します。
- (3) 自粛要請等により疲弊している地域経済や日常生活の再生に向けた取組みを引続き進めます。
- (4) ただし、今後公表される長野県の対応方針が本市の内容と大きく異なる場合は、方針を再検討します。

なお、県内に「緊急事態宣言」が発出された場合、又は松本圏域の感染警戒レベルが「Level 3」に引き上げられた場合は、感染対策の強化を優先し、臨機応変に対応を行うものとします。

2 感染の第2波に対する備えについて

新型コロナウイルス感染の第2波に備えた体制づくりや、必要な物資の購入及び備蓄等について、対策を講じるものとします。

3 市有施設の対応について

(1) 1の対応方針を踏まえ、次のとおりとします。

ア 「業者別ガイドライン」を参考に「新しい生活様式」を踏まえたうえで、感染防止対策を徹底し、通常どおり開館する。

イ 県内に「緊急事態宣言」が発出された場合、又は松本圏域の感染警戒レベルが「Level 3」に引き上げられた場合は、感染対策の強化を優先し、臨機応変に対応を行う。

4 イベント及び会議の対応について

当初スケジュールでは、8月1日以降、人数制限が撤廃される予定でしたが、県の通知を受け、次のとおり現状の対応を継続します。

(1) 県が示す目安

ア イベント及び会議

期 間	屋 内	屋 外
8月1日以降	収容率 50%以内かつ 5,000人以内	十分な間隔かつ 5,000人以内 (できれば2m)

イ 地域の行事

感染防止策を徹底したうえで開催可

ウ 全国的・広域的な人の移動を伴うイベント

8月1日以降	中止を含めて慎重な対応を求める
--------	-----------------

全国的な人の移動を伴うイベント、又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する場合は、イベント主催者が長野県危機管理部消防防災課新型コロナウイルス感染症対策室に事前相談すること。

(2) 本市の開催判断の考え方

県が示した(1)の目安を踏まえ次のとおりとします。

ア 全市的なイベント等

(1)のアの目安で判断することとする。

イ 地区の範囲で実施する事業

(1)のイの目安で判断することとする。

ウ 全国的なイベント等

(1)のウの目安で判断することとする。

5 他都道府県への出張の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の増加が著しい都道府県が増えていることから、長野県で往来に当たって慎重な行動や往来そのものの検討を呼びかけている都道府県への出張は、真に必要な出張か慎重に判断してください。
※対象となる都道府県は、状況に応じて更新されますので、長野県HP等で確認してください。

長野県全域の感染警戒レベルをレベル2に引き上げます

令和2年7月29日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部長

1 趣旨

新型コロナウイルス感染者が増加しており、7月28日に、長野県として直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が0.4人を超えました。今後、感染が拡大するおそれがあるため、長野県全域の新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベルを「Level 2（域内感染発生前）」に引き上げ、全県に「**新型コロナウイルス注意報**」を発令します。

2 県内にお住まいの又は訪問される皆様へのお願い

県内にお住まいの方、あるいはお勤めや通学、通院、買い物等で訪問される皆様へ、気をつけてほしい点は以下の5点です。

- ① 感染者が多数発生している地域との往来に当たっては十分ご注意ください
- ② 信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください
- ③ 発熱等の症状があり、心配な時は速やかに保健所等に電話でご相談ください
- ④ 重症化しやすい方を守ってください
- ⑤ 事業所での対策の徹底をお願いします

① 感染者が多数発生している地域との往来に当たっては十分ご注意ください

- (1) 直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が1.0人を上回っている都道府県
 - ・基本的な感染防止策を徹底するなど、慎重な行動をお願いします。
- (2) 直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が2.5人を上回っている都道府県
 - ・往来の必要性を改めて検討してください。
 - ・高齢者等の重症リスクの高い方の往来は控えることを検討してください。

なお、夏季における帰省については、風邪症状などの体調の異変がある場合は控えるよう、また、感染の拡大している地域からの帰省は慎重に対応するようご家族を通じて呼びかけをお願いします。

また、感染拡大が懸念されている地域を含め、他県から当県へ来訪した方は、基本的な感染防止策を徹底し、旅行中に風邪等の症状が現れたら、直ちに最寄りの有症状者相談窓口にご相談ください。

② 信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、感染を防止するための行動を自ら考え、実践するようお願いいたします。

感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人込み等でのマスク着用、手洗い・手指消毒）を徹底するとともに、クラスター（集団感染）発生リスクが高い「3つの密」を回避し、毎日の健康チェックを欠かさず行うなど、信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください。高齢者など重症化リスクが高い方は、特にご注意ください。

③ 発熱等の症状があり、心配な時は速やかに保健所等に電話でご相談ください

新型コロナウイルス感染症の初期の症状は、風邪と見分けが付きません。定期的な検温など健康観察を行っていただくとともに、発熱等の症状がある場合には外出を控え、心配な時は速やかに保健所やかかりつけ医に電話でご相談ください。

また、医療機関において感染が発生すれば、医療従事者の感染を招くなど、医療供給体制のひっ迫を招きかねません。そのため、直接医療機関を受診することは避けてください。

④ 重症化しやすい方を守ってください

ご家族や周囲に高齢者や持病がある方など重症化リスクが高い方がいらっしゃる場合には、「ウイルスをうつさない」意識を持って行動をお願いします。

また、病院や高齢者施設、障がい者施設においては、重症になりやすい患者や利用者の安全を守る上で、外部からウイルスを持ち込まないことが特に重要です。お見舞いや面会については、症状のない方も含めてできるだけ控えてください。

⑤ 事業所での対策の徹底をお願いします

不特定多数の方が利用する事業者の皆様にあっては職場における感染拡大防止について改めて徹底いただくとともに、従業員お一人お一人に感染予防のための行動を促していただくようお願いします。

具体的には、職場内での3密を避ける、従業員の健康観察、発熱等がある場合の休暇取得、時差出勤や在宅勤務・テレワークの活用、感染拡大地域への出張の再検討などを一層徹底いただくようお願いします。

特に、不特定多数の方が利用される施設にあっては、業種ごとのガイドラインを遵守いただいた上で「新型コロナ対策推進宣言」を行っていただくよう、改めてお願いいたします。

以上の点に十分ご留意いただき、自らを感染から守るとともに、自らが感染源となって感染を拡大させることがないように、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

県では、市町村等と連携してまん延防止のための対策や医療提供体制及び検査体制の充実を一層推進するとともに、県民の皆様への働きかけを徹底してまいります。

資料 1

直近 1 週間の県内の感染状況について

令和 2 年 7 月 28 日 17 時時点

危機管理部・健康福祉部

○ 直近 1 週間の感染経路調査中割合 (%)

	新規感染者	感染経路不明	感染経路不明割合
7/8~7/14	3 人	1 人	33.3%
7/15~7/21	6 人	2 人	33.3%

	新規感染者 (陽性確定日)	直近 1 週間の人口10万人 当たり新規感染者数	感染経路調査中
7/22~7/28	12 人	0.59	6 人 (調査中割合50%)

○ 入院者数

	入院者数	受入可能病床数	入院者割合
7/14時点	4 人	300床	1.3%
7/21時点	9 人	300床	3.0%
7/28時点	17 人	350床	4.9%

○ 圏域ごとのレベル

Level2の圏域数	0
------------	---

全県又は一部の複数圏域における Level 2 又は Level 3 への 引上げを行う基準について

- 全県的な感染の状況を正確に把握し、感染拡大の兆しが現れた場合、迅速な対策を講ずるため、直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数のほか、感染経路不明者の割合、入院者／受入可能病床数の割合、圏域ごとの Level 2 又は Level 3 の圏域数等の指標を重要指標として常にモニタリングする。
- 感染拡大は指数関数的に進行する場合もあるため、本県の第1波が始まった4月上旬の値を基に【Level 2の基準値】を設定する。
- また、【Level 3の基準値】は、本県の第1波のピーク値を基に、全国的に感染拡大の速度が増した4月上旬に当初緊急事態宣言が発令された7都府県の数値も踏まえて設定する。
- Level 2 又は Level 3 への引上げに当たっては、その他のモニタリング指標の状況も踏まえた上で総合的に検討することとし、県専門家懇談会に諮って決定する。なお、各圏域の状況等からすべての圏域の引上げが必要でないと考えられる場合は、一部の複数圏域の引上げとする。

Level 2 及び Level 3 の基準となる指標	Level 2 の基準値	Level 3 の基準値	参 考		
			本県 (4月上旬)	本県 (ピーク値)	7都府県 (4/1~7)
直近1週間の 人口10万人当たり 新規感染者数(人)	0.4人※	1.2人	0.5 (4月第1週, 2週平均)	1.178 (4/1~14)	MAX:5.007 (東京都) MIN:1.454 (兵庫県)

※ その前の1週間から増加している場合など引き続き増加が予想される場合とする。単発的なクラスターにより基準を超えたが抑え込みが可能な場合など引き続き増加のおそれが少ない場合は除く。

モニタリング していく指標	注視すべき値	参 考		
		本県 (4月上旬)	本県 (ピーク値)	7都府県 (4/1~7)
直近1週間の感染経 路不明者の割合 (%)	2週連続で上昇傾向にあ るか注視	0 % (3/30~4/5)	25 % (3/23~29, 4/27~5/3)	ほぼ半数以上
入院者／受入可能病 床数の割合 (%)	〃	11 % (25/227床) (4/10)	17 % (51/300床) (4/24)	MAX:120 % (大阪府) MIN:33 % (神奈川県)
圏域ごとの Level 2 or 3 の圏域 数	3圏域以上になっていな いか注視 (圏域ごとの人口比率も 考慮する)	2 (4/13~22)	3 (4/23~27)	—

第14回新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において修正
長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル

令和2年7月9日
新型コロナウイルス感染症対策室

1 主旨

県として独自に定めた発生段階の区分（感染警戒レベル）により、県内の感染状況を圏域ごとに正確に見定め、感染拡大の兆しが見られれば対策の強化を行っていく。

2 感染警戒レベルの区分について

【考え方】

- 原則として、広域圏（保健所管轄）単位で、県が、必要に応じて新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会の意見を聴取しつつ、各段階の判断を行う。
- 下記に掲げるほか、直近1週間の新規感染者数、感染経路が不明な感染者数、受け入れ可能病床数及び現在の入院者数等については、全県的な感染状況を示す重要な指標として、常時モニタリングしていく。拡大傾向が確認された場合には、全県又は複数圏域の感染警戒レベルを2又は3に引き上げることとする。
- なお、他都道府県で感染の拡大が生じ、そのために本県が緊急事態宣言の対象区域となった場合は、その趣旨を踏まえて、圏域の感染警戒レベルにとらわれない対策を行う場合がある。

【感染警戒レベル】

域内発生早期 【Level 1】

感染者数に関わらず、感染経路が特定（推定）できている状態
（県外での感染の可能性が高い事例、又は県内において感染し感染経路が特定（推定）できている事例のみの場合）

域内感染発生期 【Level 2】

- ① 感染経路が特定できない者が発生※
- ② 単発的なクラスターが発生又は感染者の濃厚接触者が確定できず、クラスターを形成するおそれがある事例が発生

※感染経路の特定に時間を要する場合、陽性確定から1週間を経過した時点で判断を行うが、感染経路調査期間中感染者の発生がなく、当該圏域において感染が拡大するおそれがないと認められる場合は、レベルの引き上げ（1→2）を行わないことを基本とする。

域内まん延期 【Level 3】

- ① Level 2の①又は②に該当する事例が多数発生（概ね3件以上。ただし、①と②の要件を同時に満たす等リスクが極めて高い事例の場合は、2件とする）
- ② クラスターが複数発生

○感染警戒レベルの引き下げについて

感染警戒レベルの引き上げに係る事例における最終の感染者が発生してから14日間、その事例に係る新たな感染者が発生していない場合は感染警戒レベルを引き下げる。また、全県又は複数圏域のレベルを引き上げた場合においては、基本的に14日間はそのレベルを維持することとし、その時点で基準を満たさなくなった場合はレベルを引き下げる。

3 感染経路調査期間の取扱いについて

陽性が確定した感染者において、感染経路が速やかに特定できず、一定の調査期間を要する場合、その期間内はレベルの変動は行わない。ただし、当該市町村に対して、感染経路が特定できず、圏域の感染警戒レベルが上がる可能性があることについて情報提供を行う。

4 感染警戒レベルに応じた対応策

【Level 1における対応】：「新しい生活様式」の定着の促進等

【Level 2における対応】：市町村と連携して圏域に「新型コロナウイルス警戒宣言」を発令し、住民に感染リスクが高まっていることを認識していただき、より慎重な行動を要請

【Level 3における対応】：県独自の「〇〇広域非常事態宣言」を発令し、不要不急の外出自粛要請のほか、状況に応じて、施設の使用停止（休業）の要請、県立学校、県有施設の休業等を検討

(報告事項)

松本市新型コロナウイルス 感染症対策本部会議資料
2. 7. 30
職員課

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための職員の勤務体制について

1 趣旨

昨日、長野県は、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されることから、県全域の感染警戒区分をレベル1（域内発生早期）からレベル2（域内感染発生期）に引き上げました。

市役所においては、4月22日から、新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、各職場において時差出勤等の取組みを実施しているところですが、今回の感染警戒区分の引上げを受け、改めて3密回避に向け、職員の時差出勤等について積極的な取組みを願います。

2 取組事項

(1) 時差出勤

勤務時間の割振りは、松本市職員の時差出勤勤務制度に関する規程（平成27年訓令甲第4号。以下「規程」という。）に基づき割り振ることができますが、職員の心身への影響を考慮し、特別の業務のない限り、原則、割り振る時間は、最も早い時間区分は「午前7時から午後3時45分まで」とし、最も遅い時間区分は「午前11時15分から午後8時まで」としてください。

(2) 週休日の振替（対象は、正規職員のみ）

1日又は半日を単位とした週休日と勤務日との割振り変更をお願いします。

(3) 夏季休暇・年次有給休暇

心身のリフレッシュを図るため、積極的な取得をお願いします。

(4) テレワーク（サテライトオフィス・在宅勤務。対象は、正規職員のみ）

ア 各職員に配備された業務用パソコン等の利用により、本来の職場を離れて業務を行うものです。

イ サテライトオフィスは、次の場所で実施できますので積極的な利用をお願いします。

支所	会場	定員
梓川支所	2階 中会議室	3
四賀支所	3階 302会議室	3

ウ 在宅勤務が全庁的に実施できるのは、9月からとなります。

(報告事項)

臨時休業から登校再開に至るフローチャートについて

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学校の対応と、臨時休業から登校再開に至るフローチャートを作成し、市内小中学校へ周知したものです。

2 内容

臨時休業から登校再開に至るフローチャート・・・資料1

3 その他

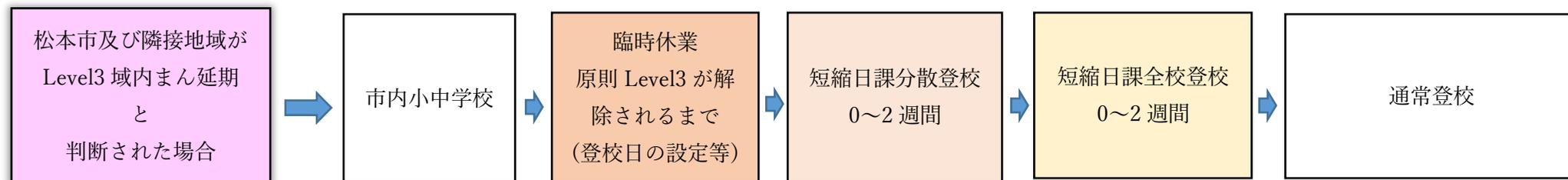
各学校に周知するとともに、HPに掲載しました。

担当 学校指導課
課長 高野 毅
電話 33-4397

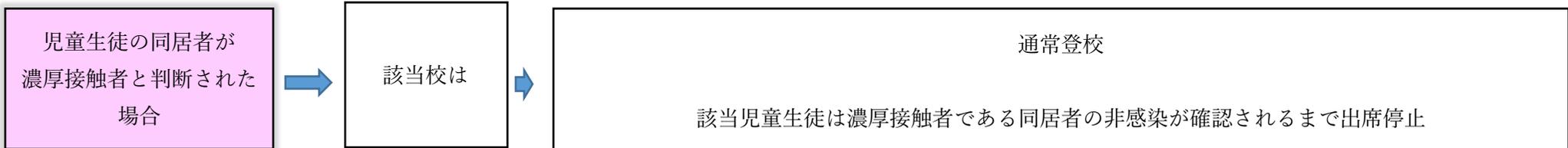
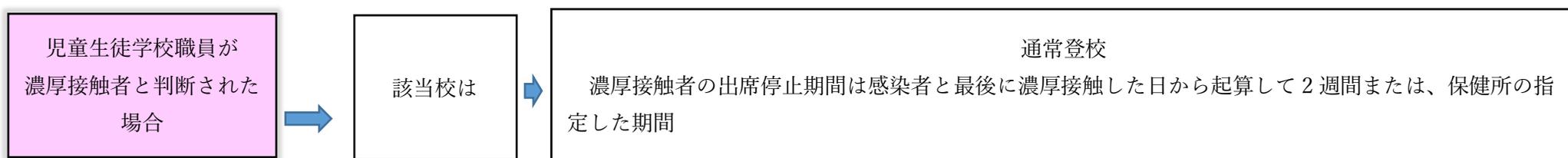
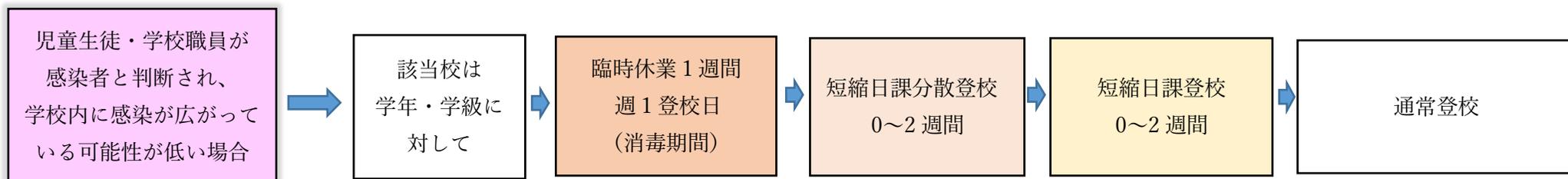
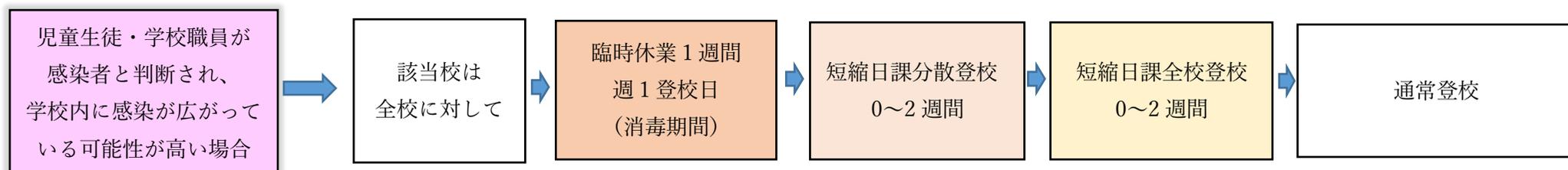
改訂 臨時休業から登校再開に至るフローチャート【発生→臨時休業→分散登校→学校再開までの流れ】

※ Level の判断は県の対策会議に従う。

【Level 3】



【Level 1・2 の場合】



(報告事項)

庁内対策チームの取組み状況について

【総括班】担当課：危機管理課

1 業務概要

総合調整・情報収集

2 経過

- 4. 2 2 庁内対策チーム発足式（総括班、総合案内班、職員応援調整班）
給付班設置の調整会議
- 2 3 給付班、物資調達班設置に関する調整
- 2 4～ 各班との調整

3 現状の取組み

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に関する情報収集
- (2) 各班からの相談・調整
- (3) 各班の活動内容のとりまとめ・報告
- (4) 防護服の購入（3, 000着）

4 今後の予定

- (1) 新たに必要となった班及び活動を縮小する班等の調整
- (2) 物資調達に必要な予算の確保

【総合案内班】担当課：消防防災課・健康づくり課

1 業務概要

新型コロナウイルス感染症に関する市民からの総合相談窓口となる、コールセンターの運営

2 開設概要

- (1) 開設期間
4月24日（金）から土曜日、日曜日、祝日を含めて当面の間
- (2) 案内時間
午前9時から午後5時まで
時間外は自動音声のアナウンスにより対応
- (3) 設置場所
本庁舎3階 大会議室

- (4) 電話番号等
電話 34-3283 (直通) FAX 33-1011

3 要員体制

- (1) 5月15日(金)まで、各部局からの応援体制を組み、1日10名(内動員8名)、4回線に対応
- (2) 5月16日(土)から5月31日(日)までは、1日5名(内動員4名、4回線)に対応
- (3) 6月1日(月)から規模を縮小して対応
- ア 設置場所 消防防災課
 - イ 電話回線 2回線
 - ウ 要員 消防防災課1名、健康づくり課1名の2名体制
 - エ 案内時間 平日のみの午前9時から午後5時まで
- (4) 7月1日(水)から規模を縮小して対応
- ア 設置場所 健康づくり課
 - イ 電話回線 1回線
 - ウ 要員 健康づくり課1名
 - エ 案内時間 平日のみの午前9時から午後5時まで

4 問い合わせ件数等

- (1) 集計期間
4月24日(金)から7月28日(火)までの78日間
- (2) 件数 2,532件(32.5件/日)
- ア 平日平均問い合わせ件数 36.3件/日
 - イ 土日祝日平均問い合わせ件数 21.5件/日(4月24日~5月31日の土日)
- (3) 主な問い合わせ内容等
- | | | |
|----------------|---------------|-------------------|
| ア 特別定額給付金関係 | <u>1,442件</u> | (<u>57.0%</u>) |
| イ 商業・経済(事業者支援) | <u>579件</u> | (<u>22.9%</u>) |
| ウ 健康関係 | <u>154件</u> | (<u>6.1%</u>) |
| エ その他(施設、物品他) | <u>357件</u> | (<u>14.0%</u>) |
| 合計 | <u>2,532件</u> | (<u>100.0%</u>) |

5 今後の予定

予想されている第2波、第3波の状況等により、要員体制及び電話回線数について適宜調整します。

【職員応援調整班】担当課：行政管理課・職員課

1 業務概要

業務量の把握、人員調整

2 主な取組み内容

- (1) 各部局の業務量の把握

(2) 勤務体制に係る取組み

(3) 応援職員の調整

定額給付金申請書類点検業務に以下の職員体制で対応
申請書類の返信状況により勤務時間に変動あり。

6/1～6/5	勤務時間	8時45分～12時00分	50人
		13時00分～17時15分	50人
		17時30分～20時00分	17人

(4) 緊急雇用対策 パートタイム会計年度任用職員の配置

定額給付金業務等に対応するため配置

6/3～6/10	勤務時間	9時00分～17時00分	13人
6/13～7/30	勤務時間	9時00分～17時00分	2人

【給付班】担当課：行政管理課・商工課

1 業務概要

特別定額給付金、休業協力金等の給付事務の調整、松本市新型コロナウイルス対策特別給付金

2 特別定額給付金事業【行政管理課】

(1) 受付及び給付開始日

ア 受付 5月18日(月)から開始(オンライン申請は、5月1日(金)から開始)
申請締切：8月17日(月) (消印有効)

イ 給付 5月20日(水) 1回目の給付を開始
以降、週2回(毎週水・金)給付
※7月～ 週1回(毎週水)

(2) 対応状況

ア 申請書処理件数【7月29日現在】

月	件数(件)
5月	41,147
6月	60,162
7月	3,177
計	104,486

イ 支払件数【7月29日現在】

支払月	支払回数 ※窓口支給等含む。	件数 (世帯数)	人数	金額
5月	5回	41,267件	98,629人	9,862,900千円
6月	9回	59,606件	131,398人	13,139,800千円
7月	5回	3,238件	5,211人	521,100千円
	19回	104,111件 (97.8%)	235,238人 (98.7%)	23,523,800千円

※ 件数及び人数欄の()内は、当初の申請書作成件数及び人数に対する割合

ウ 応援職員体制

(ア) 申請書受付、審査、給付業務等

・5月25日(月)～31日(日) 120人/日

・ 6月 1日(月)～ 6日(土) 130人/日

※会計年度任用職員(12人)含む。

・ 6月 8日(月)～ 会計年度任用職員及び業務委託業者で対応

(イ) 6月1日(月)から、緊急雇用対策として募集した会計年度任用職員(12人)の応援

エ 未申請者への申請勧奨

(ア) 未申請者(約2,900世帯)へ申請書(7月15日付け)を再送付

(イ) 広報まつもと8月号への掲載

(ウ) 庁内関係課との連携

3 松本市新型コロナウイルス対策特別給付金【商工課】

(1) 受付及び給付開始日

ア 受付 5月20日(水)から開始

イ 給付 5月28日(木)から開始

(2) 対応状況

ア 申請書処理件数

	全体	宿泊	個人
5月	370	56	314
6月	1,159	105	1,054
7月	720	30	690
計	2,249	191	2,058

イ 支払件数

	全体	宿泊	個人
5月	36	12	24
6月	1,203	129	1,074
7月	857	44	813
計	2,096	185	1,911

※申請 2,249件 - 支払済 2,096件 = 153件のうち、

審査済(8/6支払予定)・・・85件

審査中・・・29件

対象外(重複、再申請、売上要件不適、市外、法人等)・・・39件

ウ 支払金額

(千円)

	全体	宿泊	個人
5月	10,290	6,890	3,400
6月	253,790	96,690	157,100
7月	142,060	30,560	111,500
計	406,140	134,140	272,000

エ 応援職員体制

相談(窓口・電話)、申請書受付、審査、給付業務等

職員6名/日(商工課職員2名+商工観光部他課4名)+金融機関2名/日

【物資調達班】担当課：環境政策課・環境保全課

1 経過

- 2. 4. 23 環境部内（環境政策課、環境保全課）に物資調達班を編成
- 4. 24～ 寄附の受入れ、配付
- 4. 27 感染症対応で業務上必要な物資を庁内各課へ調査
- 5. 13～ 調査結果をもとに必要な物資の対応方針について調整会議（5月13日以降随時開催）
- 6. 11 未開封マスク回収箱を市内36カ所（各地域づくりセンター及び環境政策課窓口）に設置
- 7. 15 一括調達した手指消毒液について市所管の公共施設、小中学校等に配付

2 現状の取組み

(1) 寄附物品の受入れについて

寄附の申出があった企業等からの寄附受入れを随時行いながら、寄附者の意向及び庁内の必要物資調達状況を踏まえ、必要としている施設等へ引き渡しを行いました。

【令和2年4月23日～7月29日の受入実績】

寄附物品	件数	総量	主な引渡先
マスク	7件	74,390枚	小中学校、保育園、児童センター、福祉施設 等
お米	1件	300kg	松本市生活就労支援センター 等
フェイスシールドカバー	1件	400枚	小中学校、障害福祉課 等
微酸性次亜塩素酸水	1件	1,000ℓ	地域づくりセンター、図書館、博物館 等
<u>空間除菌脱臭機</u>	<u>1件</u>	<u>2台</u>	<u>市民課</u>
<u>サーマルカメラ</u>	<u>1件</u>	<u>1台</u>	<u>契約管財課</u>
<u>高濃度アルコール</u>	<u>1件</u>	<u>120本</u>	<u>地域づくりセンター、図書館、博物館、美術館</u>
<u>アイソレーションガウン</u>	<u>1件</u>	<u>100着</u>	<u>医務課</u>
<u>防護服</u>	<u>1件</u>	<u>160着</u>	<u>医務課</u>

(2) 業務上必要な物資について

ア 庁内各課へ、業務上必要とする物資の調査を実施し、報告内容を集計しました。

イ 報告内容を精査し、寄附いただいた物資を必要とする施設等へ引き渡しました。

ウ 新型コロナウイルス感染症対策として、一括調達した手指用消毒液について市所管の公共施設、小中学校等へ配付しました。

(3) 未開封マスク回収箱の設置について

「家庭等で余っているマスクを活用してほしい」という市民の声を受け、回収箱を設置しました。

ア 回収実績（令和2年6月11日～7月29日）

2, 581枚（布マスク、使い捨てマスク）

イ 回収箱設置場所

市内36カ所（各地域づくりセンター及び環境政策課窓口）

ウ 設置期間

令和2年6月11日（木）から当面の間

エ 受付時間

平日の午前8時30分～午後5時15分

3 今後の予定

(1) 物品の寄附については、随時受け付けを行い、寄附者の意向を考慮しながら、引き続き福祉施設等への引き渡しを継続します。

(2) 未開封マスク回収箱については、当面の間、設置を継続することとし、回収したマスクは必要としている施設等へ随時配付します。

【寄附金受入班】担当課：まつもと暮らし応援課

1 業務概要

新型コロナウイルス感染症対策支援に係る寄附金の随時受入れ

2 経過

2. 5. 29 まつもと暮らし応援課に寄附金受入班を設置

3 寄附金受入実績

16件 15,060,000円（令和2年7月29日現在）

(1) 個人

	件数	金額
5月	1件	40,000円
6月	4件	1,200,000円
7月	3件	160,000円
合計	8件	1,400,000円

(2) 法人・団体

	件数	金額
5月	7件	13,160,000円
6月	1件	500,000円
7月	0件	0円
合計	8件	13,660,000円